

令和 8 年度愛媛地方最低賃金審議会第 4 回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 21 日（金）午前 9 時 59 分～午後 1 時 10 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・ 非公開 》 {但し、二者間の金額審議及び採決は非公開}			
1 金額審議			
(1) 労働者側の主張（5 回目、最終提示） 金額提示なし。公益案の提示をお願いする。			
(2) 使用者側の主張（5 回目、最終提示） 金額提示なし。公益案の提示をお願いする。			
(3) 公益案の提示 ○部会長から労使の歩み寄りを促したものの、上記の主張しか得られなかったので、公益委員の間で、公益案の検討を行った。 ○その結果、現行の愛媛県最低賃金から 60 円引き上げた時間額 1,093 円（引上げ率 5.81%）、令和 8 年 11 月 1 日発効が公益案として提示され、公益委員の判断理由について、下記のとおり説明が行われた。 ○中央最低賃金審議会の目安を十分に参酌しながら、愛媛県の経済指標に基づく全国における位置づけ、あるいは B ランク内での愛媛県の位置づけを示すべきと考えた。また、地域間格差の解消についても考慮し、今年度は特に労働力流出に歯止めをかけ、中長期的に県内の労働力確保に繋げていく明確なメッセージを出す必要があると考えたことから、引上げ額 60 円が適当と判断した。 ○その一方で、過去 2 番目に高い大幅な引上げであり、影響率も昨年を上回る状況であることから、最低賃金引き上げに伴う事業者の準備期間等々に配慮が必要であると考え、令和 8 年 11 月 1 日の指定日発効とした。これ以上の発効日の大幅な遅れは、労働者に対する影響が大きくなるので、11 月 1 日の指定日発効が適切と判断した。			
(4) 採決 公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。			
(5) 使用者側委員からの要望 使用者代表委員から、「中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額上昇による労務費の増大の中で、十分に価格転嫁ができていない業種や企業もあること等を踏まえ、 ① 業務改善助成金を更に活用しやすくするための申請期間に余裕のある制度への改善や設備の増設要件緩和等の制度充実、			

② 二極化分離の状態が継続している労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁・取引適正化の支援、

③ いわゆる『年収の壁』への対応として、事業主への支援強化、被扶養者の認定方法の取扱いの円滑な実施

について、政府としてのなお一層の取組をお願いしたい。」

旨の要望があり、専門部会各委員了承のもと、当該要望を専門部会報告書に盛り込むこととした。

(6) 答申

最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛県最低賃金専門部会の決議をもって愛媛地方最低賃金審議会の決議としたため、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長あての答申文を、部会長から労働基準部長へ手交した。

2 その他

事務局から、本日午後2時から第4回本審を行うことを説明した。

以上